

株式会社 Daisy 保守 SNS 参政権の再販及び譲渡などの権利移転に関する規則

(令和3年4月30日 保守 SNS 政策第2号)

第1条

1. 本規則では、参政メンバーによる参政権の再販及び譲渡の方法を規定する。
2. 本規則で用いる用語は株式会社 Daisy 保守 SNS 政策第1号に沿うものとする。

第2条 (再販)

1. 参政メンバーは、当社が認定する保守 SNS 参政権取引所（以下「取引所」）を通して参政権の売買を行うことができる。
2. 取引所以外を通じた参政権の売買は禁止する。

第3条 (取引所)

1. 取引所は、参政権の販売需要を持つ参政メンバー（以下「売り手」）と、購入需要を持つ第三者（以下「買い手」）との間の取引と決済を仲介する業務を行う。
2. 取引所は、取引にかかる A 乃至 C の条件を任意に設定することができる。
 - A. 参政権の最低単価
 - B. 手数料
 - C. 買い手に求める資金余力の最低額
3. 当社は、取引所の認定から一週間以内に参政メンバーに対して社名を告示する。

第4条 (本人同一性)

1. 参政権は無形の資産であり、その所有権は当社が保有する端末に電磁的に記録されたメールアドレスの所有権と同一であるものとする。
2. 当社あるいは当社が認定する機関は、当該メールアドレスへの乱数（PIN コード）送付等による電子メールの受領確認をもって、かかる参政メンバーの本人同一性を認定する。

第5条 (取引・決済)

取引所は、以下の1乃至4までの流れで取引の仲介を実施する。

1. 「本人確認」：取引所は、買い手及び売り手（以下「顧客」）に対して免許証及びパスポート等公的機関が発行する顔写真付き身分証明書の提出を求め、氏名・住所、及びメールアドレスの本人同一性を確認する。
2. 「エスクロー」：取引所は、現金振込若しくは与信枠確保等の方法により、買い手の資金余力を確認する。
3. 取引
 - A. 買い手と売り手が、単価と数量に合意する。

- B. 買い手の資金余力が十分であり、なおかつ売り手が十分な数量の参政権を所有していれば、取引成立（約定）とする。
 - C. 取引所は、約定が完了し次第、取引の情報を直ちに当社へ報告する。
4. 決済：当社及び取引所は、約定から一週間以内に A 乃至 C の流れで決済を実施する。
- A. 当社は約定の報告を受け次第、所有権の情報を電磁的に書き換え、権利移転を実施する。
 - B. 取引所は買い手に対し、権利移転が完了したことを報告する。
 - C. 取引所は売り手に対し、参政権の価値から取引所の設定する手数料を差し引いた金額を送金する。すなわち、送金される金額は以下の計算式で算出される。

$$\text{数量} \times \text{単価} - \text{手数料}$$

第6条 （取引の中止）

取引所は、1 乃至 5 で規定するいずれかの条件の場合にかかる取引を中止し、その旨を直ちに顧客へ告示する。

- 1. 売り手が本人確認を通して参政権の所有を証明できない場合
- 2. 売り手が取引所への身分証明書の提出を拒否した場合
- 3. 買い手が第 3 条 2 の C に規定する最低金額を超す資金余力を有することを、エスクローにより取引所へ証明できない場合
- 4. 第 5 条 3 の B で規定する条件を満たさない場合
- 5. その他、取引及び決済が期限内に完了しなかった場合

第7条 （譲渡の禁止）

当社は、参政メンバーが当社及び取引所のいずれかの許可なく、参政権を第三者に譲渡することを禁止する。

第8条 （違約金）

- 1. 売り手が権利移転によって所有する参政権をすべて喪失後、第 1 号第 7 条及び本規約第 7 条によって規定する違反行為を行ったことが発覚した場合、行為が行われた日より起算し 180 日以内に、当社に対して与えた経済的損失を違約金により弁済しなければならない。
- 2. 違約金の額は当社ならびに当システムの社会的信用等の無形資産価値への影響の多寡等を勘案し、60 万円を下限、1 億 3000 万円を上限として当社が算出する。
- 3. 違約金による弁済は、当社が行為者である売り手に対して請求する。

附則

1. この規則は、令和3年5月1日から施行する

以上